

北播磨地域医療連携システム「北はりま絆ネット」 利用者マニュアル

【目 次】

1	はじめに P. 2
2	北はりま絆ネットの利用まで	
	(1) 利用申請の流れ P. 2
	(2) 必要な設備 P. 3
3	北はりま絆ネットの運用	
	(1) 情報公開施設と情報閲覧施設との連携方法 P. 3
	(2) 対象患者の同意取得方法及び登録 P. 3
	(3) 同意取得の注意点 P. 6
	(4) 公開情報の説明依頼 P. 6
	(5) 第三者の閲覧情報の利用 P. 6
	(6) 診療情報共有の撤回 P. 6
	(7) 診療情報公開の項目 P. 6
	(8) システム障害時連絡方法と対処 P. 6
	(9) 機種変更並びに複数台設定 P. 7
4	診療情報保護（個人情報保護）のための必須ルール「システム利用細則」	
	(1) 利用者の制限 P. 7
	(2) パスワードの更新 P. 7
	(3) パスワードの再発行 P. 7
	(4) ログアウトの徹底 P. 7
	(5) 公開された診療情報に対する責任の所在 P. 8
	(6) 診療情報再利用の禁止 P. 8
	(7) 不正利用時の対応 P. 8
5	関係連絡先 P. 9

1 はじめに

北播磨地域医療連携システム「北はりま絆ネット（以下、「絆ネット」という。）」は、患者様の同意に基づき、北播磨地域の複数の医療機関で医療情報を共有することにより、緊密な医療連携を行うことを目的としています。

これを利用していただくことにより、診療情報を公開している施設（以下、「情報公開施設」という。平成28年4月時点で、市立西脇病院、市立加西病院、加東市民病院、大山病院、北播磨総合医療センター、多可赤十字病院、服部病院、三木山陽病院、兵庫あおの病院から出た服薬や注射、血液検査の結果、画像検査などを、診療所をはじめ複数の医療施設（以下、「情報閲覧施設」という。）から閲覧できます。

薬や検査の重複を避け、情報公開施設での医療内容を参照できるなどのメリットがあります。

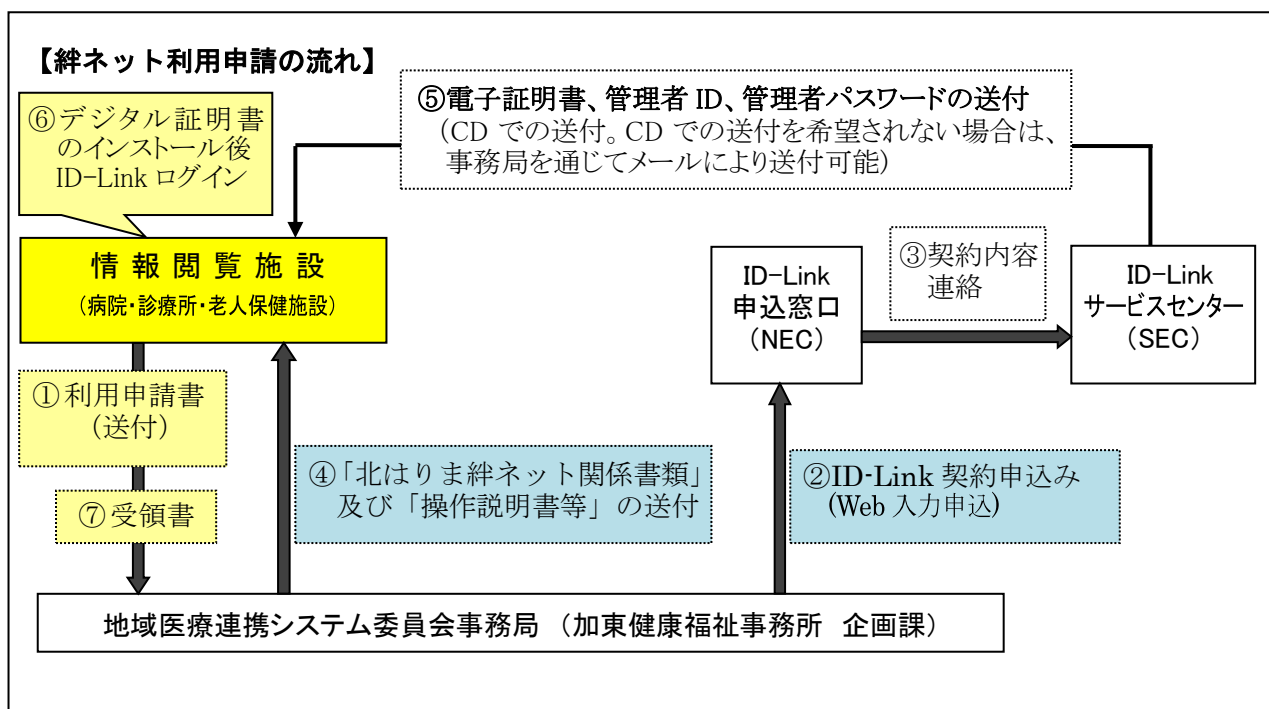
2 絆ネットの利用まで

(1) 利用申請の流れ（下記フロー図参照）

地域医療連携システム委員会事務局（以下、「事務局」という。北播磨県民局加東健康福祉事務所企画課）宛に所定の様式（『北播磨地域医療連携システム「北はりま絆ネット」利用申請書』様式1）で申請していただいた後、事務局から『地域医療連携ネットワークサービス「ID-Link」利用約款』に基づき、申請窓口（NEC）宛に申請を行い、関係書類を利用者（情報閲覧施設）へ送付します。

申請後2週間前後で「ID-Link」サービスセンター（SEC）から、「デジタル証明書、管理者ID、管理者パスワード、電子証明書インストール手順」が登録された利用者（情報閲覧施設）あてにCDで送付されますので、手順書に沿って、貴施設端末に証明書をインストールして下さい。

証明書受領後は、事務局宛に所定の様式（電子証明書受領書 様式2）を送付して下さい。



(2) 必要な設備

インターネット環境（光ファイバー、ADSL もしくは CATV）とコンピューター端末に加え、クライアント証明書が必要です。

コンピューター端末は Windows または mac のみ対応です。

なお、診療情報保護のためシステム内のウイルス感染を防止する必要があり、各施設で使用する端末にウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義を自動更新していただく必要があります。

3 絆ネットの運用

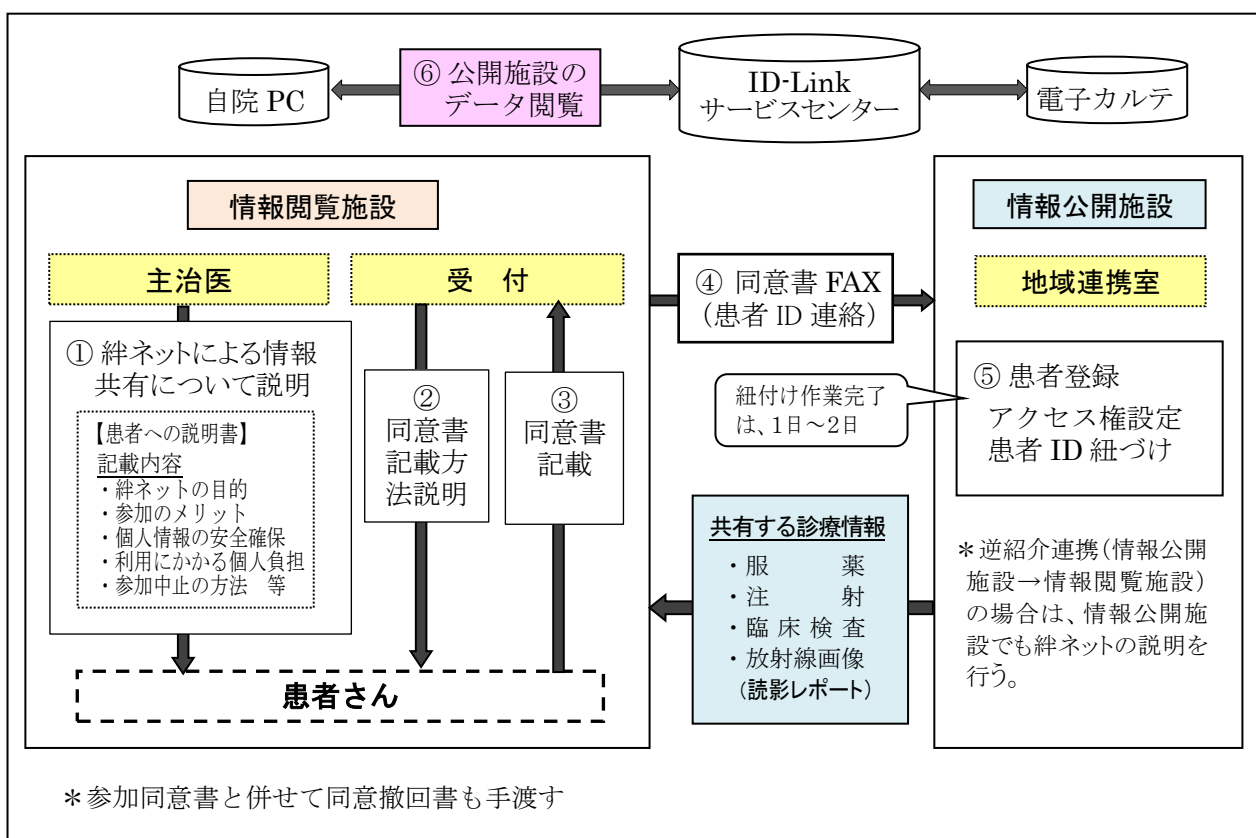
(1) 連携方法

「紹介連携」、「逆紹介連携」及び「照会連携（問い合わせ連携）」とします。

(2) 対象患者の同意取得方法及び登録

【通常の場合】

原則として、連携を希望する情報公開施設の診療情報参照元となる情報閲覧施設が対象患者様からの同意を取得することとします。同意取得の流れは以下のとおりです。



* 患者説明書、参加同意書、参加同意撤回書の様式は、北はりま絆ネットホームページ（<http://kitaharima-ikiiki.com/kizuna/index.html>）に掲載しています。

参加同意書、参加同意撤回書は複写式となっていますので、送付が必要な際は事務局までご連絡下さい。

ア 参加同意書及び参加同意撤回書の記載

「北はりま絆ネット参加同意書」及び「参加同意撤回書」の【情報閲覧施設記載欄】には医療施設名、説明担当者氏名、自院の患者 ID 等を記載して下さい。

イ 同意の取得と登録（フロー図参照）

フロー図 ①・②

まずは、「北はりま絆ネット説明書」を使用し、患者様に絆ネットの内容について説明して下さい。

その際、「絆ネットへの参加の有無は、患者様一人一人の自由な意思によるものであり、目的、意義、安全性確保等に納得された方のみご参加いただいているということ。利用にあたり患者様には費用は一切かからないこと。参加されなかった場合や途中で参加を取りやめた場合も、今後の診療に何ら不利益を被ることはないこと。」を必ず説明して下さい。（詳しくは、患者説明書を確認して下さい。）

フロー図 ③

患者様の同意が得られたならば「北はりま絆ネット参加同意書」に必要事項を記入していただして下さい。

3枚複写の1枚目「施設控」は同意を得た施設が保管し、2枚目「本人控」と3枚目「撤回書」は患者様自身に保管していただして下さい。

フロー図 ④

次に、連携先の情報公開施設の地域医療連携室に、参加同意書をファックスして下さい。

ウ 患者様にお渡しする書類

(ア) 紹介状（診療情報提供書／情報公開施設への紹介患者様の場合）

(イ) 「北はりま絆ネット参加同意書」の「本人控」

(ウ) 「北はりま絆ネット参加同意撤回書」

※ 患者様自身で保管するもの

・「北はりま絆ネット参加同意書」の「本人控」

・「北はりま絆ネット参加同意撤回書」

エ 登録完了のご連絡

対象となる情報公開施設での登録手続完了後、情報公開施設から貴施設へ「登録完了通知（参加同意書に登録済の旨を明記／完了印）」をファックスいたします。

(ア) 患者様の登録には、1～2日（土日・祝祭日除く）かかります。

ふりがな、生年月日、性別は正確にご記入ください。

連携先となる情報公開施設の患者 ID 番号が記載されていれば、迅速な確認が可能となります。

(イ) 患者様が意識障害など緊急的な病状に陥り、至急に医療情報を参照することが医療上必要と考えられる場合などは、連携先の情報公開施設と個別調整して下さい。

【情報公開施設2施設間の連携の場合】

病診連携と同じく診療情報を閲覧する病院の主治医が患者の同意書を取得し、その同意書

を連携先病院に送付し、連携先病院が登録を行うことで2病院間での双方向連携を行う。

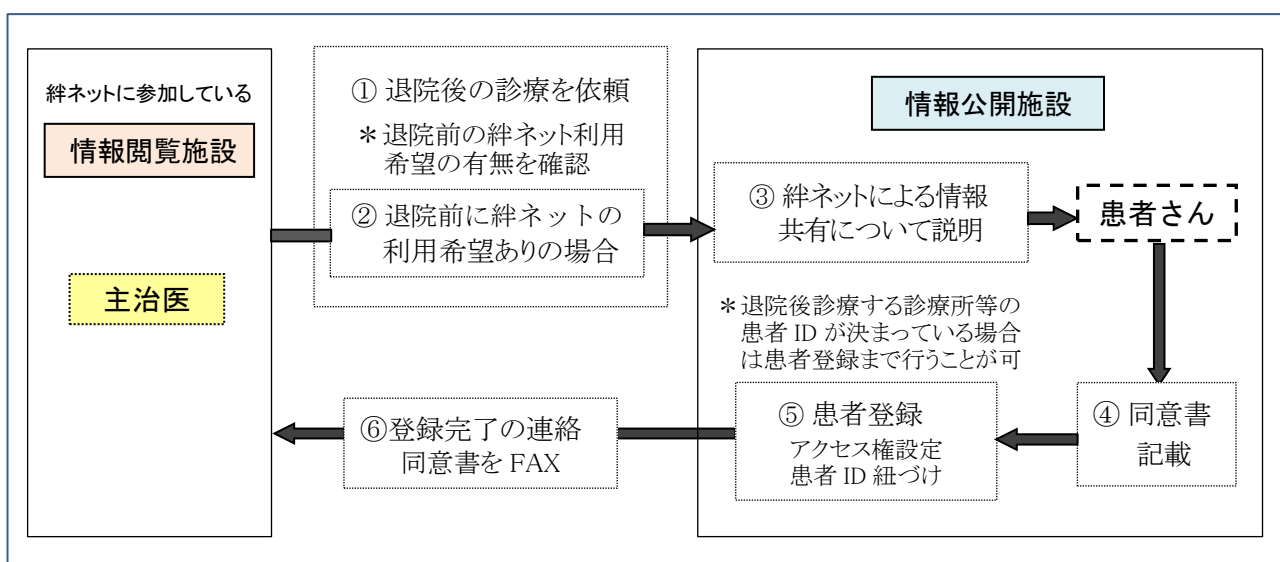
〈患者 ID 登録方法〉

- ・原則として、現行の病診連携と同じ方法。(連携先の病院が患者 ID 番号を登録する。)
- ・救急時や転院調整時等、迅速に患者 ID を登録し連携先病院での診療情報を閲覧する必要がある場合は、患者同意を所得した病院においても登録できる。
- ・患者情報のない情報公開施設に意識のない救急患者が搬送された場合等で、患者情報がある情報公開施設の診療情報を閲覧する必要がある場合は、患者が搬送された情報公開施設において同意なしで患者 ID 番号等を登録できる。

【情報公開施設で患者同意を取得する場合】

情報公開施設を退院後に診療する診療所等の医師が、当該患者の情報を絆ネットであらかじめ把握したい希望がある場合は、情報公開施設側で同意取得することを可とする。

なお、退院後診療する診療所等の患者 ID が決まっている場合は、情報公開施設において患者登録まで行うことも可とする。



フロー図 ①・②

情報公開施設から情報閲覧施設に退院後の診療を依頼した際に、当該患者様の情報を絆ネットであらかじめ把握したい希望がある場合は、情報公開施設が患者様の同意を取得して下さい。

フロー図 ③・④

「患者説明書」を使用し、患者様に絆ネットの内容について説明して下さい。

患者様の同意が得られたならば「北はりま絆ネット参加同意書 (情報公開施設での同意取得用)」に必要事項を記入していただけて下さい。

3枚複写の1枚目「施設控」は同意を得た施設が保管し、2枚目「本人控」と3枚目「撤回書」は患者様自身に保管していただけて下さい。

フロー図 ⑤・⑥

退院後診療する診療所等の患者 ID が決まっている場合は、情報公開施設において患者登録まで行うことができます。同意取得後、情報公開施設で患者様の登録を行って下さい。

登録手続きが完了しましたら、参加同意書を情報閲覧施設にファックスして下さい。

(3) 同意取得の注意点

ア 代理取得

病状により本人からの同意取得が困難な場合に限り、2親等以内、保護者又は後見人等、法で定めた者による代理取得を認めております。

イ 利用者本人の診療録利用

利用者本人の診療録については同意があっても利用できません。

ウ 情報公開施設へ紹介予定で参加同意書を FAX した場合、4週間(約1ヶ月)経っても受診がなければ、その旨記入し、情報閲覧施設へ参加同意書を FAX で返送します。

(4) 公開情報の説明依頼

公開情報の説明依頼につきましては、情報公開施設に依頼するよう説明してください。

(5) 第三者の閲覧情報の利用

第三者の閲覧情報の利用については、患者様と同伴いただいたときのみ、情報の説明可能とします。

(6) 診療情報共有の撤回

ア 対象患者様が以後の診療情報共有を希望しない場合は、その時点で「北はりま絆ネット参加同意撤回書」を対象となる情報公開施設の地域医療連携室へファックスもしくは郵送することで、共有を中止することができます。

イ 対象患者様が死亡した場合、閲覧施設が事実を確認できた時点で、情報公開施設に連絡し、紐付けを外します。

ウ 撤回手続きが終了した時点で同意取得した患者様及び医師宛に、ファックスもしくは郵送にてその旨をご連絡いたします。

(7) 診療情報公開の項目

診療情報公開の項目は「地域医療連携システム委員会(以下、「委員会」という。)」及び「地域医療連携システム運用ルール検討会(以下、「ルール検討会」という。)」の中で決定いたします。

情報公開施設が公開する診療情報の項目は、各公開施設が選択権を有しています。

基本情報として「服薬、注射、検査結果、画像」は必ず公開しますが、読影レポートの公開有無及び公開項目は施設ごとに異なりますのでご注意ください。

なお、情報公開期間の遡りについては、各公開施設の電子カルテ内に保有されているデータを公開することとし、将来的には、カルテ保存年数分(5年分)は閲覧可能となるよう公開していきます。

なお、公開項目の変更を希望される場合は、委員会事務局まで課題として提案して下さい。直近の委員会及びルール検討会の中で検討していきます。

(8) システム障害時連絡方法と対処

システム障害情報は、随時、ID-Link のトップページでご報告いたします。

貴施設にて障害が発生した場合は、事務局にお問い合わせ下さい。事務局から連携先の情報公開施設と協議、又は ID-Link サポートセンターへ連絡の上、対応いたします。

(9) 機種変更ならびに複数台設定

端末の機種変更ならびに機器故障による再設定が必要な場合で、貴施設での設定が困難な場合は事務局にご連絡下さい。

4 診療情報保護（個人情報保護）のための必須ルール

診療情報は政府の個人情報の取り扱いの中でもっとも厳重に保護すべき情報の一つと認識されています。

診療情報の共有は、適切な連携により高品質医療の提供に大いなる力を発揮しますが、その反面多量の重大情報が容易で迅速に流失する危険性があることは、昨今の官民間わな顧客情報流失事件が証明しています。

ただし、これらの流失事件においては、外部からの不正アクセスやコンピューター上の不備、不具合を狙ったものではなく、利用者のモラル欠如による流失がほとんどであります。

今回、情報流失を防止する可能な限りの仕組みは導入していますが、人が利用する以上完全なものは存在しません。

利用する上では、今まで以上に大切な個人情報を扱っている認識を常に新たにしておくことが必要です。

利用細則を守り、極めて安全に運用することによって登録する上での信頼も培っていきたいと思います。

北はりま絆ネット利用細則

(1) 利用者の制限

利用者は、登録手続きにかかる者を除いて、原則として医師とします。

なお、地域連携クリティカルパス等円滑な地域医療連携を築いていくための絆ネットの利用については、ID-Link の機能改良も考慮しながら、今後検討を行っていきます。

利用者 ID、パスワードの貸し借りは厳禁です。

利用者申請はホームページ (<http://kitaharima-ikiiki.com/kizuna/index.html>) の医療関係者専用の「利用者申請書」をダウンロードし、印刷して必要事項を記入の上、事務局へ申請して下さい。

全てのアクセス内容はシステム上で記録されます。

利用者 ID の管理を適正に行うことで不正アクセスの防止が可能です。

(2) パスワードの更新

90 日に 1 回、あるいは定期的に変更をお勧めします。

(3) パスワードの再発行

パスワードを失効した際には、事務局へパスワードの再発行申請をお願いします。新規パスワードをご案内いたします。

(4) ログアウトの徹底

閲覧が終了したら、その場ですぐにログアウトしてください。ログインしたままでは簡単

に他人が閲覧可能となり、意図しない不正アクセスが発生します。

(5) 公開された診療情報に対する責任の所在

参照に供される医療情報は、情報公開施設の管理に帰するものです。

データや情報に疑問のある場合は、患者様自身が情報公開施設を受診して問い合わせるようご説明下さい。

なお、貴施設において、入手した診療情報に基づいて行った診療や患者への説明については、利用者が責任を負うものとします。

(6) 診療情報再利用の禁止

絆ネットを通じて入手した診療情報の適正な利用に努め、診療及び説明目的での利用、閲覧以外は、複製・公開・提供しないで下さい。

表示されたデータの印刷及び端末に保存することも禁止します。

(7) 不正利用時の対応

悪質な不正利用が確認された際には、委員会にて協議の上、利用者権限をなく奪し、以後、再登録ができない場合もあります。

<関係連絡先>

1 運用上の問い合わせ先

地域医療連携システム委員会事務局
(北播磨県民局加東健康福祉事務所 企画課)
TEL : 0795-42-9355 (直通)
FAX : 0795-42-4050

2 操作説明等技術的内容に関する問い合わせ先

「ID-Link」サービスサポート窓口
TEL : 0138-22-7227
FAX : 0138-22-8501
e-mail : support@mykarte.com

3 利用申込み・サービス契約に関する問い合わせ先

〒108-8001 東京都港区芝5丁目7-1 (NEC本社ビル)
NEC医療ソリューション事業部 第四ソリューショングループ
TEL : 03-3798-6765
メール : necidlink@med.jp.nec.com

4 情報公開施設連携先一覧

施設名	担当部署	TEL	FAX
西脇市立西脇病院	地域医療連携室	0795-22-0111 (代)	0795-23-4580
市立加西病院	地域医療室	0790-42-2200 (代)	0790-42-5365
加東市民病院	地域医療・介護連携室	0795-42-5511 (代)	0795-42-0307
大山記念病院	医療連携室	0795-28-5800 (直)	0795-28-5801
北播磨総合医療センター	地域医療連携室	0794-88-8800 (代)	0794-62-9911
多可赤十字病院	地域医療連携課	0795-32-1223 (代)	0795-32-5277
服部病院	地域医療連携室	0794-83-5327 (直)	0794-70-8024
三木山陽病院	医事課	0794-85-3061 (代)	0794-85-3582
兵庫あおの病院	地域医療連携室	0794-62-5533 (代)	0794-62-5551

<地域医療連携システム委員会事務局>

〒673-1431 加東市社字西柿1075-2

加東健康福祉事務所 企画課

〔 電話 0795-42-9355 〕
〔 FAX 0795-42-4050 〕